

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

藤枝市長 北村正平

市町村名 (市町村コード)	藤枝市 (22214)
地域名 (地域内農業集落名)	岡部 (廻沢、横添、川原町、岡部、内容、本郷、三輪、子持坂、村良、桂島)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月 (第5回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

○農地は傾斜地と平地に大別され、傾斜地では茶、みかん、たけのこ等が栽培され、平地では水稻、しいたけ、レタス、枝豆等の栽培を主体として営農している。

○畑作では、季節ごとに多品種の野菜・果実等が栽培され、地域内外の農産物直売所等で販売されている。

○てん茶、かぶせ茶の栽培が行われている。

○農家の高齢化や後継者不足による農道の利活用と、補修管理が課題となっている。

○営農者の高齢化や後継者不足により離農が進んでいる。

○分散している「担い手の農地」を集約していく必要がある。

○傾斜地の茶園、みかん園、竹林は荒廃しており、農地の境界や地目、所有者の所在もわからなくなっている農地が増えている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

○現在、担い手となっている経営体に農地利用を集約していく。

○岡部のブランドとなる高付加価値の農産物(茶、柑橘類 等)を増やし、収益を上げる。

○JAが中心となり進めている「みかんプロジェクト」により、温州ミカンの生産を増やし、収益を上げる。

○他分野の産業との連携により、お茶や柑橘類を活用した6次産業化を推進する。

○地域の担い手が、地域の農地を守っているが、新しい担い手を受け入れる仕組みを検討していく。

○耕作放棄地を、周辺の耕作者が環境の悪化をカバーできる仕組みについて検討していく。(多面的機能支払交付金)

○部農会に入っている農家が減ったことや、兼業農家が増えていることから、地域の農地の現状や所有者の状況について情報交換できる地域の会合が減っている。今後は、離農した農地所有者も含め、地域の状況について話す機会を設けていく必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	619 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	619 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

○農業振興地域内の農地を基本とする。

○住宅地周辺の介在農地については、周囲に暮らす方が望む居住環境との調整を図りながら、農地利用を継続する。

○傾斜地の農地で、過去に茶園やミカン園であったが、現状は荒廃しており、耕作再開が不可能な農地は対象区域から外していく。

○土地利用などの構想があるエリアは、事業計画が具体化されたときに対象区域から外していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針 ○中間管理事業を活用して、耕作者と耕作地、栽培品目が効率的になるように、受け入れ意欲のある担い手に集約していく。 ○新規就農者の育成において、地域は県、市、JAと連携して、就農しやすい環境を整える。
(2)農地中間管理機構の活用方針 ○農業委員会やJAと協力して、規模縮小や離農を検討している農家及び農地の情報や、受け手となる担い手の情報を集約する。 ○農地バンクの利用について、相談窓口や手続きなど詳細がわかるチラシ等を作成し、農地所有者に共有する。 ○耕作放棄の状態になる前に、所有者の現状や農地維持の考え方を聞くことができる、日常の声掛けや情報共有の機会を
(3)基盤整備事業への取組方針 ○効率的な圃場に向けた新たな再整備を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 ○静岡県農業振興公社の持つ、地域内及び近隣市町や県外の担い手の情報提供により、多様な経営体の確保を図る。 ○新規就農者に対して、県、市、JAは充分な指導体制を確保するほか、初期投資の支援について検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 ○農作業等の請負について、JAが窓口となって請負組織・団体についての情報を収集、整理する。 ○収集、整理した担い手の情報について、農地所有者や高齢の耕作者に情報提供をしていく機会を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☒ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☒ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①ハクビシン、アナグマ、タヌキ、ニホンカモシカ、カラス、スズメ、ネズミ、イノシシ、シカ等の鳥獣害対策を進める。

②有機栽培農地と慣行栽培農地のゾーニングや有機栽培農地の団地化に向けた地域の話し合いを継続していく。

③施設栽培などに、ICTを利用したスマート農業を利用できるように研究・検討を進める。ドローン導入による農作業の実情について、安全性や性能紹介を農業者のみでなく、農地周辺の住民に紹介する機会を設ける。

④販売利益が上がる栽培手法を模索し、実行する。

⑤平地を整備してミカン栽培を行う。シイタケ、イチジク、柑橘類などのブランド化に向けた取組を進める。

⑥燃料費の高騰による負担を軽減する支援を検討する。

⑦耕作放棄地を抑制・管理する方策として、市民農園化を進めるほか、周辺の耕作者への管理依頼を行う。

⑧水路の老朽化による問題解決のために、施設の省力化、電動化を図る。